

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期					
1. グリーンイノベーション分野								
③	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)	風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。	平成22年度中検討	国土交通省	平成22年度中に事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得た。その後、風力発電機に関する構造基準の合理化については、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)等を受け、現在検討を進めているところ。		△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。 ○「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)参照。
⑤c	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○共通	再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイト公表した。 平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(賦存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化した、ゾーニング情報の整備を進め、その報告書を平成24年6月に環境省のウェブサイト上に公表した。また、その地図情報については平成24年7月に「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」の更新を行い公表する予定である。		△	○引き続きゾーニング情報の整備状況をフォローする必要がある。
⑦	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年中措置	総務省、経済産業省、国土交通省	(総務省、経済産業省、国土交通省)関係省庁と連携して工程表(「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)を作成し、平成22年12月28日に公表した。現在、当該工程表に沿って、各項目ごとに検討等を行っているところ。 各省において、工程表に沿って、各項目ごとに検討等を実施中。また、現在、平成23年度に行った調査、検討の結果を踏まえて、工程表のフォローアップを行っているところ。		△	○関係省庁において工程表のフォローアップを行っていることは評価。一方、現在の工程表は、平成25年度以降について単年ごとの再点検実施スケジュールを示していない。 ・平成22年12月28日に公表した「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」について、平成27年までの単年ごとの具体的な工程表をできる限り早期に作成すべき。
⑧	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和	高速通信が可能となる2MHz～30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	総務省	PLCの屋外利用について、平成23年2月に情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会において、無線システムへの影響等の検証・検討を行い、許容値及び測定法をとりまとめた。パブリックコメントを踏まえ、今後、情通審において答申を行い、省令改正を行う。		△	○高速電力線搬送通信設備作業班が規制緩和の結論を得たことについて評価できる。 ○漏えい電磁界に関するシミュレーション等の追加事項について、引き続き検討の行方をフォローする必要がある。 ・漏えい電磁界に関するシミュレーション等を追加検討した許容値を早急に定め、規制緩和を実施すべき。
⑫	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省	突大火災実験による木造3階建ての学校の検証等を実施中。平成25年度まで検討を行った上で、その結果に基づき、必要な規制の見直しを行うこととしている。		△	○具体的な検証状況について明らかにするべき。 ・具体的な検証状況について明らかにしつつ、平成25年度までの検討が必要な理由がわかるように検討・措置状況までのスケジュールを示すべき。
		現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討結果を踏まえてすばやくに検討・結論	内閣府、文科科学省(厚生労働省)	(内閣府、文科科学省)「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係省庁が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。 また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での審議過程において修正等を受けた法案が、6月26日の衆議院本会議において可決された。今後、参議院において引き続き審議がなされることとなる。 幼稚園の基準のあり方については、今後の政省令の検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへ良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。		△	○国産木材の利用促進に関する検討内容を確認する必要がある。 ○国産木材により良質な育成環境が提供されるよう検討し、結果を公表すべき。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省 庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
2. ライフライン分野										
①	保険外併用療養の範囲 拡大	現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な 新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、 例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我 が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるもの の海外では標準的治療として認められている療法、 或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に 対する治験中又は臨床研究中の療法の一部につい て、一定の施設要件を満たす医療機関において実 施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚 生労働省の外部の機関において行うこと等につ いて検討する。	平成22年 度中に結 論	厚生労働 省	<p>現行の先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から平成23年5月まで8回にわたって議論が行われ、結論を得た(平成23年5月18日「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」)。</p> <p>(結論の概要)</p> <p>○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要性が高いとされた医薬品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とする。</p> <p>○先進医療の対象技術の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。</p> <p>○現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行う。</p>			<p><保険外併用療養の範囲拡大の必要性></p> <p>○保険外併用療養の枠組みを活用して、先進的な医療をより早く受けられるようにすることは、患者の強いニーズに応えることにつながる。</p> <p>また、それが医療全体の進歩にも資すると考えられるため、安全性を担保しながら、更に範囲を拡大していくことが必要である。</p> <p><先進医療における新たな制度の速やかな運用開始></p> <p>○当該決定においては、安全性・有効性の評価を外部機関に委託することができるという内容にことまっており、本閣議決定において例示された内容に比べて後退したものとなっているところではあるが、見直しを早期実施し、漸進的に拡大する観点から、得られた結論については早期に実施するべきである。現時点において、実施時期の見通しが立っていない状況は大いに問題である。</p> <p><保険外併用療養の範囲拡大に向けた工程表の整備></p> <p>○本閣議決定においては、抗がん剤に限らず、幅広く医療技術全般(薬剤を用いない医療技術、再生医療、医療機器等を含む)が検討対象とされていることから、先進的な医療技術全般について、保険外併用療養の範囲拡大に向けた工程表を作成するべきである。なお、工程表の作成に当たっては、「安全性の確保」のような抽象的なものだけでなく、具体的な要件を整理した上で、定量的な目標を織り込むこととし、定期的に対外公表を行いながら進捗管理を行うべきである。</p> <p><手続の柔軟化・迅速化の評価></p> <p>○先進的な医療技術の安全性・有効性の評価等の手続について、柔軟性・迅速性の向上を図ることが本閣議決定の趣旨である。今次、先進医療専門家会議及び高度医療評価会議を統合し、審査の効率化・重点化を図ることとされているが、所期の目的が果たされるか否かは運用次第であり、効果の検証が不可欠である。</p> <p>「個別性が高く、単純比較できない」「数値目標の設定は困難である」等の主張がなされるところではあるが、透明性を確保しつつ、意欲的な目標を設定して取組を加速化することが必要である。</p> <p>・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」「平成24年6月29日規制・制度改革委員会」別紙2を参照のこと。</p>	<p>「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」(平成23年5月18日 中央社会保険医療協議会)において結論が得られた先進医療制度の手続、運用の柔軟化、効率化・重点化について、所要の措置を講じ、早急に制度の運用を開始する。特に、外部機関を活用した、技術の安全性・有効性等の評価の在り方について、早期の実現に向けて、更に検討、調整を行う。</p> <p><平成24年度以降順次実施、特に、外部機関を活用した、技術の安全性・有効性等の評価の在り方についてはできる限り早期に結論></p> <p>(以上は厚生労働省と合意)</p>	

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
②	再生医療の推進	臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。	平成22年度中に結論	厚生労働省	平成22年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行い、平成23年3月30日に、報告書(「再生・細胞医療に関する臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みについて」)を取りまとめ、通知により周知を図った。 報告書に基づき、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始したところ。 平成24年3月1日現在までの申込み数は、事前面談115件(うち再生医療関係46件)、対面助言36件(うち再生医療関係10件)。			<p><ガイドライン策定に向けた工程表の整備> ○再生医療製品等の承認審査の迅速化に必要な細胞・再生医療製品の安全性確保等のための個別具体的なガイドライン策定に向けたロードマップを示すべきである。</p> <p><フォローアップの必要性> ○品目ごとに行政による承認審査及び安全対策を行うこととされたところであるが、一方、再生医療に関する知見・技術は日進月歩であり、これまでになかった特性を持つものが開発されており、これらを従来の制度で審査することは必ずしも合理的ではない。引き続き国内外の情報を収集、評価するとともに、検討会の提言の見直しを含めたフォローアップを行うことが必要である。</p> <p><条件付き承認制度の導入> ○対象疾患や医療技術によっては、有効性評価がいまだ明確な方針が定まっていない分野もあり、審査の効率を高めるためにも、安全性の検証を十分に行ったものに対して条件付きで承認する制度を導入すべきである。</p> <p>・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)別紙2を参照のこと。</p>	<p>・再生医療における審査の効率性と迅速性を高めることを目指すためにも、再生医療製品の特性を踏まえたための個別具体的なガイドライン策定に向けたロードマップの在り方について不断に見直しを行い、再生医療にふさわしい制度を導入する。 <平成24年度検討開始、平成25年通常国会へ関連法案提出を目指す> (以上は厚生労働省と合意)</p>

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
③	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。	平成22年度中に結論	厚生労働省	治験相談については、審査人員の増員によりその体制の整備のさらなる充実を図っているところ。 従来、品目数を限定して試行的に実施していた事前評価相談制度について、平成23年度より、本格的に、可能な範囲で品目数を限定することなく実施することとした。また、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始している。 さらに、平成24年度予算において、技術の進歩に対応した人材育成、ガイドラインの早期作成を進めるため、革新的な医薬品等の薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上した。			<p><審査人員の更なる強化> ○審査体制の強化が喫緊の課題であることを踏まえ、即戦力の人員を確保することが必要である。 また、人材の育成及び確保のために、大学等の教育機関を主な対象とした人材交流が実施されているが、この範囲を更に拡大すべきである。研究開発及び審査に関わる人材の流動性を、産・官・学全体で高めることが、我が国の研究開発の底上げにつながることを期待できる。</p> <p>△ PMDAの就業規則における再就職制限の見直しが議論されたところだが、採用後の従事制限を含め、制限規定全体を見直すべきである。</p> <p><審査運行状況の明確化・透明化> ○事前評価相談制度の拡大や薬事戦略相談の創設等の取組が、所期の狙いどおり審査機能強化に貢献しているのであれば、更なる取組を行うべきである。具体的には、申請者側にとって、審査がいつまでかかるのか予見性がないことは、経営上の大きなリスクとなっている。</p>	<p>(審査体制の強化) ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)採用後の企業出身者に対する就業制限規定については、産・官・学の人材流動化を促進する観点から、利益相反に十分配慮した見直しを検討し、結論を得る。 <平成24年度検討・結論> (以上は厚生労働省と合意)</p> <p>・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)の「ライフ成長戦略」においても、本項目に係る記述がなされていることを踏まえ、早急に対応すべき。</p>
		(薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。)他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッションネットワーク(人道的使用)の制度化について検討に着手する。	平成22年度検討開始	厚生労働省	いわゆるコンパッションネットワーク・ユースについては、対象とする疾患の範囲や患者、医療関係者、製薬企業及び国の責任のあり方等、制度化に向けた課題の検討・整理を平成22年度より行っており、平成23年3月以降は、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会において検討いただいていたところであるが、平成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改正についてのとりまとめ」)が公表されたところ。		<p>申請受理時に審査期限を設定したり、審査期間中においても、申請者に審査状況等について随時フィードバックしたりする制度運用を行い、審査運行状況の明確化・透明化を図るべきである。</p> <p>審査期限を超過する場合は、その理由について申請者側との間で意思疎通する等、審査側と申請者側のコミュニケーションを深化することが重要である。</p> <p><コンパッションネットワーク・ユースに関する議論の更なる促進> ○患者の強いニーズがあることを踏まえる必要があるため、報告書において提示された論点につき、更に議論を加速化するとともに、導入に至るまでのスケジュールを明確化することが必要である。</p> <p>・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)別紙2を参照のこと。</p>		
⑤	レセプト等医療データの利活用促進(傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等)	レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省	レセプト情報等の提供に関する有識者会議(※)の検討を踏まえてとりまとめた第三者へのデータ提供についてのガイドラインを平成23年3月31日に策定し、厚生労働省ホームページにおいて周知している。 (※平成24年7月1日時点にて10回開催) レセプト情報等の提供依頼について43件の申出があり、レセプト情報等の提供に関する有識者会議の審査を経て、提供依頼申出の承諾を正式に6件決定したところである。また、6月に7件のサンプリングデータセットの提供の申出について審査し、6件について承諾した。今後、承諾した申出者への提供を予定している。 今後、平成23年度から平成24年度までを試行期間と位置づけていることから、この間における実績等を勘案した上で、レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、ガイドラインで定められた提供範囲等について見直しを行う事を検討している。また、研究者の利便性を考慮し、安全性に十分配慮したサンプリングデータセットを、今後改善していくことを前提として試行的に提供することとし、併せてDPCデータの提供について、本有識者会議で検討することとしたところである。			<p>○平成24年度まで試行期間と位置づけられており、試行期間中の実績を踏まえた見直しについて、引き続きフォローする必要がある。</p>	<p>・平成24年度までの試行を踏まえた見直しまでのスケジュールを明らかにしつつ、できる限り早期に措置すべき。</p>
		次期診療報酬改定(平成24年4月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10コード」の採用を含めてレセプト様式(DPCレセプト含む)の見直しを検討する。	平成23年度中に結論	厚生労働省	「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえて、厚生労働省内で電子レセプトの様式変更について検討している。 平成23年11月11日の中央社会保険医療協議会において、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとするについて改めて関係係医療機関に周知することについて議論をし、了承を得たところ。 これを受けて、平成23年12月22日に「電子除法処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関に係る各点数の算定日の記録について」(厚生労働省保険局医療課事務連絡)を发出し、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求することとなっている旨を改めて周知した。		<p>△</p> <p>○本件について厚生労働省は「○」を主張。 ○医療データの利活用促進の観点から、点数算定日の記録だけで十分な取組とは言えないのではないか。例示事項ではあるが、ICD10コード採用に関する議論の内容も示されていない。</p>	<p>・医療データの利活用を促進するため、レセプト様式(DPCレセプト含む)にICD10コードの記載を義務付ける方向で検討し、できる限り早期に結論を得るべき。</p>	

規制・制度改革に係る対処方方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省 庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方方針	実施時期						
⑥	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。	遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方には平成23年度中に結論	厚生労働省	「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成23年3月31日付 医政発0331第5号)の通知を发出し、遠隔診療が認められるべき要件を明確化した。これまで、処方箋の電子化については、その利点や問題点、解決すべき課題などにつき、平成20年7月に報告書「処方せんの電子化について」としてとりまとめた。その後、新たな情報通信技術戦略の工程表(シームレスな地域連携医療の実現)等に基づき、医療情報ネットワーク基盤検討会(3月22日開催)において、処方箋の電子化についての考え方をとりまとめた。さらにこの考え方に基づき、同検討会において新しい知見も含めて、より具体的な課題等の検討を行い、平成24年4月に報告書「処方箋の電子化に向けて」をとりまとめた。今後は、報告書「処方箋の電子化に向けて」(平成24年4月)に示された論点を踏まえ、処方箋の電子化の実現を図るため、引き続き検討し、議論を精緻化する。		△	<p><遠隔医療の普及促進の必要性> 対面診療との同等性を疑問視する声もあるが、患者と医師の合意を前提に、ケースバイケースで判断すべきであり、画一的に規制すべき理由はない。患者の選択肢を拡大する観点からも、積極的に普及促進を図るべきである。</p> <p><電子処方箋の実現に向けた議論の加速> 診療当日に医薬品を受け取れないことは患者の利便性を大きく損ねており、遠隔医療普及の大きな障害となっている。遠隔診療に対応した電子処方箋の早期実現を図り、遠隔医療の普及促進を図るべきである。</p> <p><保健指導における検討の加速化・充実化> 特定健診に基づく保健指導については、本閣議決定においては、平成23年度中に結論を得ることとされているが、検討が遅れているため、早期結論に向けた取組が必要である。また、遠隔面談と対面談の指導内容の差異のみを検証するのではなく、受診率への影響等も踏まえた上で制度の見直しを行うことが必要である。</p>	<p>(ICTを活用した保健指導) ・特定健診に基づく保健指導における、ICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。 <平成24年度上期検討・結論></p> <p>(処方箋の電子化) ・「処方箋の電子化に向けて」(平成24年4月 医療情報ネットワーク基盤検討会)に示された論点を踏まえつつ、全ての処方箋電子化の早期実現を図るために、インフラ整備等の所要の措置について工程表を作成し、公表する。 <平成24年度検討・措置></p> <p>(以上は厚生労働省と合意)</p>
		診療報酬上の手当てについては、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。	診療報酬改定のタイミングで随時		安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬の手当てについて診療報酬の改定に向けて検討をした。平成24年度診療報酬改定において、遠隔モニタリングによる、心臓ペースメーカー指導管理料の評価の引き上げを行ったところ。		△	<p>・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)別紙2を参照のこと。</p>	
		特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。	平成23年度中に結論		厚生労働科学研究費補助金による研究(多様なニーズに対応するための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果を検証したところであり、検証結果を踏まえ、平成24年度中できるだけ早期に、制度の見直し事項について検討し、結論を得る予定。		△		

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省 庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期						
⑦	救急患者の搬送・受入実態の見える化	救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。	平成22年度検討開始	総務省、厚生労働省	<p>(総務省)</p> <p>○平成23年12月末までに全都道府県において実施基準が策定された。</p> <p>○実施基準のフォローアップとして、平成23年12月から平成24年2月にかけて全都道府県を対象とした運用実態調査及びブロック別の勉強会を実施した。</p> <p>○調査結果及び勉強会の実施結果を分析し、消防機関が保有する救急搬送データと医療機関が保有する予後データの分析について、一部の団体において救急隊の活動記録票を活用して両データの突合・検証を実施し、救急隊の教育にも活用している例等を把握した。</p> <p>○消防庁として、都道府県における取組を促進させるべく、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の運用に係る対応方針の策定等について(依頼)」(平成24年2月29日付消防庁救急企画室長通知)を発出し、調査結果等をフィードバックするとともに、次年度以降の各団体における対応方針の策定を依頼した。(平成24年7月1日現在、全都道府県で策定済)</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成22年度厚生労働科学研究費補助金により、救急搬送データと医療情報であるDPCデータを突合する手法について研究をし、同研究において、一部の地域で試行的に実施したところである。</p> <p>また、平成23年度予算において調査経費を計上し、消防法改正により都道府県に義務づけられた実施基準に基づいて受入れを行った医療機関等について、都道府県による実態調査を行った。また、平成24年度予算案においても同様の予算を計上しており、引き続き調査を行う予定</p>		△	<p>○策定された対応方針において、データのリンク、総合的な調査・分析はどのように実施することとされているのか。</p> <p>○厚生労働省において平成22年に試行を行った結果、本格実施に向けた課題等が明らかになったはずであり、その解決の道筋等を示すべき。平成23年度以降の調査については、実施基準に基づいた受入に関して何を調査したのか。その結果を具体的に何につなげていくのが不明である。その結果の活用について、引き続きフォローする必要がある。</p>	<p>・実施基準を実効的なものとして機能させるため、救急搬送データとDPCデータを突合する手法の研究や都道府県による実態調査について、できる限り早期に工程表を作成し、公表するべき。</p>

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑨	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)	看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えでも現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。	平成22年度中措置	法務省、外務省、厚生労働省	(厚生労働省) 看護: 第100回看護師国家試験(平成23年2月20日実施)において、「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームとりまとめ」(平成22年8月24日公表)に基づき、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない看護師候補者にとっても、わかりやすい文章となるよう問題作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。第101回看護師国家試験(平成24年2月19日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 介護: 第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月30日実施)において、介護福祉士国家試験委員会による検討の結果に基づき、利用者の安全確保や関係職種との連携に支障が生じないかを考慮した上で、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。第24回介護福祉士国家試験(平成24年1月29日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 平成24年度の看護師国家試験・介護福祉士国家試験から、看護師候補者・介護福祉士候補者への特例として、試験時間の延長及び全ての漢字にふりがなを付与する方針を決定した。		△	○これまで措置されてきた看護師国家試験・介護福祉士試験における対応の効果を評価するためにも引き続きフォローする必要がある。	
		受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討	(法務省、外務省及び厚生労働省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者については、外交的配慮の観点から、特例的にあと1回限りの受験機会を得られるようにするため、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところである。		△	○今回の在留延長は暫定的な措置である。受験機会拡大を検討する際に現行の在留期間等を見直す必要性があり、引き続き検討内容をフォローする必要がある。		
		既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置	(外務省及び厚生労働省) 平成23年に来日した候補者から、来日後6か月間の研修に追加的に訪日前研修を実施。平成23年に来日した候補者は、既存予算を活用し、2か月間又は3か月間、訪日前日本語研修を実施したほか、平成24年に来日した候補者(インドネシア:101名、フィリピン:101名)については、国際交流基金の海外日本語教育拡充の一環として、インドネシアは6か月間、フィリピンは3か月間の訪日前研修を実施。平成25年に来日予定の候補者については、インドネシア、フィリピンとも6か月間の訪日前研修を実施する予定。ベトナムについても、来日前12か月、来日後2か月程度の研修を実施するため予算計上した上で、相手国との間で作業を進めている。また、インドネシアについては、看護実践能力強化プロジェクト(JICA)を本年7月を目途に立ち上げ、5大学を対象に協力を開始予定。 各種措置の結果は平成25年度以降に示されるところ、成果を踏まえて、更なる改善措置に努める。 (厚生労働省) 看護: 平成22年度において、受入れ施設における日本語学習及び研修指導に対する経費の支援のほか、国家試験受験に向けた学習支援(eラーニング学習システムの提供、模擬試験及び集合研修の実施、日本語及び看護専門家の巡回訪問による対面での学習指導等)を実施した。平成23年度・平成24年度においても、引き続き、同様の支援を実施している。 介護: 日本語習得支援、集合研修、教材配布等を平成22年度予算で措置したほか、平成23年度予算においてはそれらに加え、受入れ施設における候補者の継続的な学習を支援するため、介護福祉士として必要な専門知識や技術等を学ぶ集合研修等を措置した。平成24年度においても、引き続き、候補者の国家試験合格に向けて、集合研修等を実施することとしている。		△	○これまで措置されてきた日本語習得を含めた学習支援事業についての効果を評価するためにも引き続きフォローする必要がある。		
⑩	ワクチン政策の見直し	予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。	平成22年度検討開始	厚生労働省	*厚生科学審議会予防接種部会(平成21年12月設置)において、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等について、議論を行い、平成24年5月23日に開催した第22回において、「予防接種制度の見直しについて(第2次提言)」を取りまとめた。 *第2次提言を受けて、できるだけ早期に予防接種法の改正案を国会に提出できるよう、検討や市町村等関係者との調整を進めている。		△	○第2次提言により、検討の方向性(論点)は整理されたものの、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等、できる限り早期に予防接種法の抜本的な見直しを行うべき。 ○現在、第2次提言を受け、検討の最中であり、引き続きフォローする必要がある。	*予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等、できる限り早期に予防接種法の抜本的な見直しを行うべき。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
⑪	医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設)	「特定看護師(仮称)」制度化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。	平成22年度中検討開始、平成24年度中に結論	厚生労働省	平成22年3月19日に「チーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書(「チーム医療の推進について」)を受けて、平成22年5月12日に「チーム医療推進会議」を設置し、特定看護師(仮称)の業務範囲や教育・研修の内容について検討を行っている。 平成24年度は、平成22年度から継続中の養成現場における試行事業を実施するとともに、平成22年度及び平成23年度の養成課程の修了者における業務の実施状況等について情報収集するための試行事業を引き続き実施している。 今後、「チーム医療推進会議」における議論等を踏まえ、検討を進めてまいりたい。		△	○チーム医療実証事業の評価、検証を踏まえ、引き続きフォローする必要がある。		
⑫	医行為の範囲の明確化(介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等)	リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。	平成22年度中措置	厚生労働省	「チーム医療推進会議」等における議論を踏まえ、医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理することとしている。 平成23年7月5日に、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具の交換は、原則として医行為には該当しない旨を通知で周知した。 (「ストーマ装具の交換について」平成23年7月5日付け医政発0705第3号厚生労働省医政局医事課長通知)		△	○本件について厚生労働省は「○」を主張。 ○引き続きフォローする必要がある。		
3. 農業分野										
①	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査に着手し、回答の理由・趣旨(矛盾する回答がある場合の真意の確認等)の精査等分析を行う上で必要な事項について現在追加調査を実施中。		△	<調査結果の速やかな公表> ○いまだに実態調査を行っており、もっとスピード感をもって取り組み、できるだけ早期に結果を取りまとめ、結論を得ていただきたい。 ○現行の農業生産法人の要件緩和についての結論を出す具体的なスケジュール(工程表)を示すべきではないか。 <要件緩和の検討> ○多様な担い手の1つとして農業生産法人も大いに期待される中、これまで基盤のない地での企業による農業参入や、非農家による農業参入を促進するためには、実態調査を踏まえた、更なる要件緩和を検討すべきである。 ・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)別紙2を参照のこと。	<調査結果の公表> ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に沿って、既に農林水産省は実態調査を行ったところ、現在は追加調査を実施している。これらについて、速やかに取りまとめ、その結果を公表する。 <逐次実施> (以上は、農林水産省と合意) ・取りまとめた結果については、速やかに公表すべき。	
②	農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>	地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省	市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則(以下「農振法施行規則」という。)第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定する計画については、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から、 ① 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定すること ② 同計画に定める施設が農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証すること 等の新たな要件を、農振法施行規則の一部を改正する省令(平成21年12月15日施行)により定めたところである。 現在農林水産省において、市町村が行う定期的な検証に係る調査を実施しているところ。		△	○農林水産省における「定期的な検証」に係る調査について、引き続きフォローする必要がある。		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省 庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
③	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査に着手し、回答の理由・趣旨(矛盾する回答がある場合の真意の確認等)の精査等分析を行う上で必要な事項について現在追加調査を実施中。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知)を發出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成24年度予算の配分に反映した。			<p><検討結果の公表> ○改正農地法では、不適切な実態があれば、同法の施行状況を踏まえた5年後の見直しを待つことなく、早急に農業委員会の組織及び運営についての検討に着手すべきである。 ○農業委員会の組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得るためのスケジュール(工程表)を示すべきではないか。</p> <p><農業委員会活動の活性化に資する取組> ○農業委員会の事務局機能の強化を図るためにも、農業委員会交付金のうち、農業委員会の活動実績に応じて配分することができる2割について、例えば成果配分額の見直しを行うなど、活動実績に応じ、配分額をより拡大すべきではないか。</p> <p><農業委員会の委員構成> ○農業委員会の役割及び委員選定の実情を踏まえれば、農業委員会の委員構成について見直しを行う必要があるのではないかと。</p> <p><農業委員会の機能について> ○現行において農業委員会に求められている役割が多岐にわたる一方で、農業委員会の委員構成や事務局機能の現状を踏まえれば、農業委員会による実施が困難な事務も存在すると思われることから、農業委員会に求めるべき役割・機能について、更なる見直しが必要ではないかと。</p> <p>・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)別紙2を参照のこと。</p>	<p><調査結果の公表> ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に沿って、既に農林水産省は実態調査を行ったところ、現在は追加調査を実施している。これらについて、速やかに取りまとめ、その結果を公表する。 <逐次実施> (以上は、農林水産省と合意)</p> <p>・取りまとめた結果については、速やかに公表すべき。</p>

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省 庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑤	農業協同組合等に対する 独占禁止法の適用除外 の見直し	現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。	逐次実施	公正取引委員会、農林水産省	<p>(公正取引委員会) 公正取引委員会は、従来から、農業協同組合等による独占禁止法違反行為に適切かつ迅速に対処しているところである。平成22年7月14日には、農業協同組合の組合員で構成される生産出荷組合に対して、独占禁止法第8条第4号(平成22年改正前の第8条第1項第4号)に違反するおそれがあるものとして警告を行った。</p> <p>また、従来から、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」に係る説明会等を開催するなどして、農業協同組合等による不正な取引方法などの未然防止のための説明等を行っているところ、前記事件等を踏まえ、委員や幹部職員による全国各地における有識者との懇談会で説明を行っているほか、農業分野における独占禁止法遵守徹底のための関係者への研修・適切な対応要請(農林水産省との連携による「農協指導・一斉調査担当者会議」(平成23年8月10日以降計2件)、各地方農政局ブロック会議(平成23年10月17日以降計8件)及び農業協同組合等の研修会(平成23年11月11日以降計3件)並びに商系事業者の研修会等(平成23年10月5日以降計13件))を行うとともに、公正取引委員会ウェブサイト(農業協同組合関係のページ(研修資料、農業協同組合関連の独占禁止法違反事例一覧等を掲載)を開設(平成24年3月5日)するなどの啓発普及措置を講じている。</p> <p>(農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携して、地方農政局及び都道府県並びに農協系統組織に対し、農業分野における独占禁止法上及び競争政策上の留意事項の周知徹底を図るとともに、行政指導等により農業分野における事業者の公正な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請することにより、啓発普及措置を講じている(「平成23年度都道府県農協指導担当者会議」(平成23年8月10日)、各地方農政局ブロック会議(平成23年10月～11月計8か所)及び「平成24年度都道府県農協指導担当者会議」(平成24年4月26日))。</p> <p>また、平成24年2月に農林水産省のホームページ上に農協事業と独占禁止法に関するページを新設し、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針(公正取引委員会)」や最近の農協の独占禁止法違反事例、独占禁止法違反に係る通報窓口等を掲載し、啓発普及措置を講じている。</p>		○		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑥	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。	平成22年度中検討・結論	金融庁、農林水産省	(金融庁、農林水産省)金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で定める要請検査の実施に係る基準・指針」を策定し、公表した(平成23年5月13日)。また、金融庁(財務局)の検査体制の整備に関しては、当該検査に対応するため平成23年度に財務局定員が増員された。農林水産省においても、金融庁及び都道府県と連携して検査を行うため平成23年度に検査官が増員された。平成23年度より、同基準・指針に基づき、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、貯金者保護及び組織の適正なガバナンス確保の観点から、農協検査の実効性を高めた。		○※	<p><金融庁検査の実施について> (検査件数を増やす取組) ○検査の実施件数を増やす取組が必要ではないか。 ○農協法上、3者要請検査は都道府県知事の要請を受けて行うこととなっているが、預金者保護の観点から、他金融機関と同様の検査が必要ではないか。一定期間のうちに実施件数が少ない場合は、増やすための方策を講じらなければならない。 ○預金者保護の観点から、都道府県の要請がなくとも入検できる仕組みを構築するため、農協法の改正も視野に検討する必要があるのではないか。 (検査結果の公表) ○指摘事項をマクロ的な形でまとめて公表し、他農協が参照できるようにすべきである。 ※4月度調査で評価「○」であったが、重点フォローアップ項目のため再掲。</p>	<p><金融庁検査の実施について> (検査結果の公表) ・金融庁検査の結果については、預金等受入金融機関が適切な管理体制を構築する上で参考となる事例を取りまとめた「金融検査結果事例集」を公表しているところ。農協に対する金融庁検査の結果事例について、他農協が参照できるよう、都道府県との調整を経て公表する。<平成24年度措置> (検査件数の増加) ・預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保のための都道府県の農協指導に資するよう、都道府県からの要請状況を踏まえ、平成24年度の検査件数を増加させる。 <平成24年度措置> (以上は、金融庁及び農林水産省と合意。)</p>
		併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。	平成22年度中措置	(金融庁、農林水産省)農林水産省は、全国農業協同組合中央会が平成20年12月に策定・公表した「行動計画」に即した取組が確実に実施されるよう指導を行っている。その結果、平成22年度中に措置することとしていた公認会計士の増員(5人→10人)、連合会の監査に係る全国本部での専門チームの設置は、平成22年8月に措置済である。 平成24年度については、行動計画に沿って公認会計士を33人まで増員しているところ(平成24年7月1日現在)。行動計画は平成24年度末までに公認会計士を30人へと増員し、農協監査への公認会計士帯同を大幅に拡大することとしており、これを着実に推進。		△	<p><公認会計士監査の実施について> (現行監査の独立性) ○農協に対する監査は、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、中央会(JA全国監査機構)は農協の上部組織であり、真に独立した監査機関とは言えないのではないか。 (監査の独立性、客観性及び中立性の強化) ○まずは、中央会の「行動計画」に基づく農協の監査を着実に実施し、広域審査体制の効果や業務監査結果等について、検証を行う必要があるのではないか。その結果を踏まえ、監査の質の向上や、客観性の向上を図るための方策を検討すべきである。 ○平成24年3月末の全国の農協の貯金残高は88兆1,951億円にも達しており、ペイオフなど自己責任が要求される環境下では、銀行等の他金融機関との比較を容易にできるようにするなど、預金者保護に配慮しなければならない。平成25年度から農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性をより強化するため、監査法人又は農協の関連組織から独立している公認会計士による公認会計士監査等、外部監査を実施すべきではないか。 ・詳細については、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)別紙2を参照のこと。 ・本件について、金融庁及び農林水産省は「○」を主張している。</p>	<p><公認会計士監査の実施について> (現行監査の質の向上) ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に沿って農協の監査への公認会計士の活用等が実施されているが、JA全国監査機構の「行動計画」に沿った農協の監査の質の向上に取り組むとともに、業務監査の結果を事例集として公表する。 <平成24年度措置> (以上は、金融庁及び農林水産省と合意。)</p>	

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省 庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	逐次実施	農林水産省	農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第32条第1項に基づく特例措置の適用状況」の欄を追加した。 また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を策定し、定款に上記特例措置の規定を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを求める旨を規定した。 省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。 また、平成24年4月26日に開催された都道府県農協指導担当者会議を通じて、引き続き周知に努めた。		△	○農林水産省における検証において適用状況の把握が行われ、農協法の理念に反した状況が解消されていると判断できるまで、引き続きフォローする必要がある。	
⑧	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)	農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。	平成22年度中検討・結論	農林水産省	廃止の方針を決定済であるが、法律改正事項であることから、改正の時期等を検討している。 なお、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」において、「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえ、地区重複農協設立の認可に際しては「あくまで最終的な判断は行政庁が下すことに留意する必要がある」旨を規定した。 新農協設立に当たっての判断については、平成24年4月26日に開催された都道府県農協指導担当者会議を通じて周知を行っている。		△	○法律の施行までフォローする必要がある。	・「農協中央会協議」条項の廃止について、できる限り早期に法律改正案を国会に提出すべき。
⑩	農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し)	保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。	戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業共済制度については、平成22年度予算編成の際に行われた4大臣合意において、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、共済制度のあり方を抜本的に見直すこととされており、戸別所得補償制度の法制化を前提として、検討を行うこととしている。		△	○戸別所得補償制度の法制化時に、閣議決定事項が履行されるかについて、農林水産省の対応をフォローする必要がある。	
⑪	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改正)	家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。	平成22年度中目途に結論	農林水産省	たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料として使用する際の安全性については、「食品健康影響評価について(回答)」(平成23年5月12日付け府食第380号)において食品安全委員会から「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する」と示され、適切に施用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると結論づけられたところ。告示の改正に向け、パブリックコメント及びWTOのTBT協定に基づく加盟国への通報手続きを終了し、現在、所要の手続きを行っている(平成24年8月上旬公布予定)。		△		
⑮	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。	平成22年度検討開始	消費者庁	第4回消費者委員会食品表示部会(平成22年10月4日)において、食用植物油については、複数の生産工程を経て精製されている実態の中で、原料の産地が品質に大きく反映される食品であるといえるが、整理すべきとの論点を示され、現状の原料原産地義務対象品選定の要件に合致するかどうか判断できないとされた。 消費者委員会において「原料原産地表示の拡大の進め方に関する調査会」を設置(平成23年1月)し、原料原産地表示拡大の進め方についての意見を取りまとめられた(平成23年7月原料原産地表示拡大の進め方に関する調査報告書)。当該調査会では、原料原産地表示の在り方について、「品質の差異」に着目する現行の仕組みの下でさらなる品目拡大を図ることは限界があるという意見等があり、食品表示の一元的な法体系の在り方の議論において、現行のJAS法にとらわれない新たな法体系の下で対象品目や選定方法について設定されることを期待するとされたところ。 消費者委員会からの意見を踏まえ、食品表示一元化検討会において、加工食品の原料原産地表示の拡大について検討している。 消費者庁の食品表示一元化検討会の中で、消費者・学識経験者・事業者の委員によって、義務化の是非について議論しているところ。		△	○消費者委員会食品表示部会において、食用油における議論がなされたが、「原料の産地が品質に大きく反映されていると言えるが、整理すべきではないか」との論点を示された。 ○一方、食品表示一元化検討会においては、「加工食品の原料原産地表示」について、合意に至らなかったことの記載がなされている。 ○結論を得る時期が決まっていない。	・消費者庁の食品表示一元化検討会における原料原産地表示全体に関する検討結果を踏まえ、食用油の原料原産地表示の義務化について検討スケジュールを示しつつ、できる限り早期に結論を得るべき。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
⑬	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・できる限り早期に結論	消費者庁、農林水産省	(消費者庁) 平成22年10月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、平成23年7月1日に農産物検査の有無にかかわらず都道府県名等の産地表示ができるよう玄米及び精米品質表示基準を改正した。 産年・品種については、農産物検査法に基づく証明書以外の証明方法に関する手法について関係者等の意見聴取等を幅広く実施した。 これらを踏まえ、消費者委員会食品表示部会において議論を行っている(平成24年2月20日、3月28日、6月25日)。		△	○消費者委員会食品表示部会において、米の「産年・品種」についての議論はなされており、推移を見守っているところ。	・消費者委員会食品表示部会における検討結果を踏まえ、産年・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の証明方法に関する手法について、できる限り早期に結論を得るべき。	
4. その他分野										
(物流)										
②	内航海運暫定措置事業の廃止	(国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。)また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	平成22年11月より内航海運暫定措置事業の早期解消に向けて代替建造の促進を図るため「内航海運代替建造対策検討会」において検討を実施し、平成23年3月31日に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」を取りまとめて公表した。これを受けて、現在、同事業の早期解消に資する代替建造促進策など「施策の方向性」に盛り込まれた施策の具体的な取り組みを進めているところ。 具体的な取組の一つとして、船舶管理会社の定義や船舶管理会社が行うべき業務を体系的に示した「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」を平成24年7月に策定・公表した。		△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○「施策の方向性」に盛り込まれた施策の具体的な取組をフォローする必要がある。		
③	外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成22年度検討	国土交通省	公正取引委員会と協議した結果、以下のとおり結論を得た。 左記の視点を分析、検証した結果、わが国の外航海運に関する独占禁止法適用除外制度は維持する。 なお、国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う。(平成23年6月17日国土交通省ホームページ上にて公表) 同盟・協定と荷主との間で、双方に有益で効果的な対話・協議が実施されるよう環境を整備するため、オープン参加方式の「コンテナ貿易フォーラム」を開催。平成24年度の開催について、平成24年4月に関係者と打ち合わせを実施し、開催時期等詳細については今後調整予定。当該取組を通じて、独占禁止法適用除外制度の適切な運用を促進しているところ。		△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○平成27年度に予定している再検討までフォローする必要がある。		
(その他)										
①	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	(容量1万kl以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。)また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。	平成22年度中検討開始	総務省	平成22年度に実施した「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」において、旧法タンクの保安検査周期の課題について議論されたところ。(平成22年12月)さらに、「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討会」を平成23年9月13日に発足し、旧法タンクの保安検査周期の課題のうち、基礎地盤の堅固さについて調査検討を行い、中間報告書を公表したところ。(平成24年3月)旧法タンクの保安検査の開放周期のあり方を検討するためには、基礎地盤の堅固さを示す地盤剛性の評価方法について引き続き検討が必要であるとともに、タンク底板の溶接部の健全性に関する検討も必要であることから、平成24年度も引き続き検討を行っているところ。		△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	・旧法タンクの保安検査の開放周期の在り方について、基礎地盤の評価方法及びタンク底板の溶接部の健全性に関しても検討し、できる限り早期に保安検査の開放周期について結論を得るべき。	
②	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、PFI法の法改正を含め検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣府	多段階選抜・競争的対話方式については、平成22年度から検討を開始したが、改正法や会計制度との整合性を図りつつ、公共工事の入札制度の改善の取組と歩調を合わせ、運用につき検討を進めている。 平成23年11月30日のPFI法改正法全面施行、及び、平成24年3月27日に閣議決定されたPFI基本方針に合わせた検討を進めているところ。		△	○多段階選抜・競争的対話方式は、PFI事業を実施する上での実務上の指針として留意事項を定めたガイドライン等で示されるのか。 ○結論の期限がない。	・PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、できる限り早期にPFI制度の中(PFI実務を概説するガイドライン等)に、多段階選抜・競争的対話方式を反映するべき。 ・なお、競争的対話方式一般については、内閣府行政刷新事務局公共サービス改革担当事務局より、「競争的対話方式の実施に係る基本的考え方」(案)が示されているところ。	